

長岡市告示第98号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が長岡市浦体育館の管理及び運営に関し必要な事項を定めたので、長岡市体育館条例（平成元年長岡市条例第20号）第14条第2項の規定により告示します。

令和8年3月25日

長岡市長 磯田達伸

- 1 開館時間
午前8時30分から午後10時まで
- 2 休館日
12月28日から翌年の1月4日までの日
- 3 開館時間及び休館日を定める期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで